

議 第 一 号

仙台市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

令和七年二月七日

提 出 者

議 員 野 田 讓

” 鎌 田 城 行

” 加 藤 けんいち

” 花 木 則 彰

” 跡 部 薫

仙台市議会議長
橋本 啓一 様

仙台市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

仙台市議会の個人情報の保護に関する条例（令和五年仙台市条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第十項中「以下」を「第十二条第五項において」に、「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第十二条第五項中「及び第二十九条」を削り、「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第十七条第二項第一号イ中「又は」を「若しくは」に、「福利厚生」を「若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第十八条第一項中「議会の保有する」を削り、同条第二項中「この章において」及び「この章及び第四十八条において」を削る。

第二十七条第二項中「この章及び第五十七条において」を削る。

第三十一条第二項中「この章及び第四十八条において」を削る。

第三十二条第三項中「この章において」を削る。

第三十八条第一項中「この章において」を削り、同条第二項中「この章及び第四十八条において」を削る。

第三十九条第三項中「この章において」を削る。

第四十七条中「第四章」を「前章」に改める。

第四十八条中「特定」の下に「に資する情報の提供」を加える。

第五十三条から第五十五条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第五十三条から第五十五条までの改正規定は、同年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び刑法の改正に伴い所要の規定の整備を行う等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。